

町長行政報告

1 令和6年度第2回住民税非課税世帯臨時特別給付金事業の支給結果
町では、昨年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、本年2月から住民税非課税世帯に対して、1世帯あたり3万円の給付に、18歳以下の児童がいる場合は1人あたり2万円を加算する事業を進めて参りました。6月末をもって支給事務を終

了しましたので、結果について報告します。

予算段階では、児童64人分を含む940世帯を支給対象として見込んでいましたが、最終的には、児童47名分を含む811世帯への支給実績となり、予算対比86・2%の支給率となりました。

町ではこの間、対象世帯へのダイレクトメールによる制度周知のほか、未申請世帯への個別通知など、可能な限りの周知活動を実施した上で、支給事業を推進してき



たことも併せて報告します。

2 町による給付金事業実施に向けた取り組みについて

町が実施する給付金事業の取り組み状況について報告します。

止むことのない物価高は、全ての町民生活に等しく影響を及ぼし、政府が進める物価高対策が効果を上げることができずにいる今、町民生活の支援、特にこれまで国が行う給付金事業の対象とされていない方々への生活支援は、必要な政策と考えるところです。

町が実施を計画する給付金事業は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源に「物価高騰対応家計応援特別給付金」として実施するもので、本年2月から6月末にかけて実施した第2回住民税非課税世帯臨時特別給付金の支給を受けなかった世帯、2015世帯を対象として行うもので、支給額を一世帯当たり1万5千円として給付金事業を実施するものです。

また、子ども加算として、18歳以下の子ども623人に対し各5千円を加算して給付することによって物価高対策と同時に子育て支援を推進しようとするもので、国が行ってきた低所得世帯を対象としたこ

れまでの給付金事業とは一線を画する内容としています。

なお、対象世帯および人数などについては、現時点での試算となっており、今後随時調整を加えることで実数とすることとしています。

給付金事業の実施には、自治体職員の事務負担が大きいことが事業推進の支障の1つと言われていますが、この度の給付金事業では所管課を企画課とし、各課横断的な取り組みとすることで特定の課や職員に過大な負担がかからないよう、できる限りの配慮をして進める考えです。

この度、町が実施に向けた準備を進めている町独自の給付金事業は、公平性を図り、家計負担軽減の一助となることを目的として実施しようとするもので、実施に当たっては目的、趣旨を明確にすること、一人でも多くの町民の理解と納得を得られよう、事業推進に努める所存です。

3 「にいかつぶふるさと祭り」について

企画課が実行委員会事務局を担っている「にいかつぶふるさと祭りについて」開催結果の概要を報告します。

29回目の開催となる「にいかつぶふるさと祭り」は、7月12日、13日の両日において開催されました。

本年の開催は、参議院議員通常選挙投票開票日が例年のふるさと祭り開催日程と重なったことから一週間前倒しでの開催となりましたが、大きな影響もなく、開催することができました。

開催両日は、晴天に恵まれ、町内外から多くの方が訪れ、およそ1万4千人の方が来場するなど例年を上回る活気あふれるふるさと祭りであったと思います。

また、本年は宵宮祭りの終了時刻をコロナ禍以前の終了時刻である午後9時にしたことで、子どもから大人まで多くの方が新冠町の夏の夜を心行くまで楽しむ姿が印象的でした。

本年も、昨年同様、実行委員会を中心に商工会青年部をはじめ、多くのボランティアの方々のご協力をいただいたこともあり、大きな事故もなく、盛況のうちに終えることができたものと考えています。

お祭りは、沢山の関係者の協力と支援、そして世代や立場を超えた連携によって実施されることで、地域の絆と一体感が醸成される、大変意義ある伝統事業だと考え



多くの方が来場した「第29回にいかつぶふるさと祭り」

将来にわたって大切に継承して行くべきものと考えています。
改めて本年の「ふるさと祭り」に関わった多くの皆さまに感謝申し上げると同時に、今後においても町として、本事業の実施について支援をして行く所存です。

4 北星町開発計画の現状について

昨年8月末までに取得手続きを終え、町有地となった役場裏の土地については、その後、売主による家屋・倉庫等の解体撤去が行われ、現在は更地の状態で町が管理しています。

また、これまで「役場裏町有地」として当該地を示してきましたが、所在する「北星町」と種々の「開発事業」を構想する土地であるとして「北星町開発用地」、あるいは「北星町開発計画」として今後は標記していくこととします。

北星町開発用地は、人口減少対策としての定住移住施策の観点から宅地分譲事業の適地として取得に向けた取り組みを進めてきた結果、町有地となったものであり、当町に対する居住ニーズに応えることを主な取得目的としたものです。

しかしながら、4万8千平米を超える広大な土地は、宅地造成事業に関わらず、さまざまなまちづくり施策を構想することが可能であることから、町の未来を築くに当たって、活用の可能性があり、当該地における展開が適切と考えられる宅地分譲事業以外のまちづくり施策についてこれまで検討を進めてきました。

町の未来を築くことの1つには、町の未来を担う将来世代を育成し、持続可能な町を築いていこうとする取り組みとして教育環境の整備があります。当町の将来を見据えたとき、老朽化が進む小中学校の改築は、教育環境の質を高め、子

ども達のすこやかな成長を支える基盤づくりであり、必要不可欠なまちづくり事業であると考えるところです。

また、教育環境の向上は、子育て世代に選ばれる町につながり、町の魅力を向上させる可能性を秘めるなど、特徴ある教育環境のまちづくり効果は各方面に及ぶものと考え、北星町開発用地の一部を新たな学校用地の候補地として、今後協議を進めることとしました。

改築構想の具体については、8月27日に開催した町部局、教育委員会等で構成する新冠町総合教育会議において、学校種を含めた当町の義務教育の方向性について教育委員会が協議を進めるよう依頼したところであり、教育委員会からの報告をもって適宜適切な時期に判断していきたいと考えているところ です。

今後、町が推進するべきまちづくり事業は種々ございますが、検討・協議に当たっては、町の未来を見据え、将来世代が誇れる町を築くことを念頭に、慎重かつ着実に推進して行く所存ですので、よろしく願います。